

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり				
(2)子どもの健全育成				
①質の高い教育・保育環境整備充実				
1. 乳幼児期の教育・保育と保育内容の充実	自然体験や地域の人とのふれあい体験などの様々な体験機会を積極的に取り入れることで、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、道徳性や感性、創造性など、豊かな人間性を育む保育内容の充実を図ります。	・芸術表現を通して豊かな感性を身につける「あそび・アートに触れる体験活動事業」をなのはなこども園で実施した。目で見たり耳で聞いたり音を自由に全身で表現し、ダンスを楽しんだ。 ・子ども向け英語学習事業を実施し、音楽やゲームを通して英語に慣れ親しんだ。 ・「あつまれ すもとっ子」市内幼稚園児が交流を深めた。	コロナ禍における地域の人などとのふれあいの充実	新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い継続して実施
2. 職員の資質向上	子どもたちの多様な成長に沿って、子どもたちの生きる力を育むため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、研修を充実させ、教職員の資質向上を図ります。	・公立・私立施設の職員を対象に保育士等キャリアアップ研修を実施し、資質の向上を図った。保育の質の向上のための研修会：2回開催、52人受講 保育士等キャリアアップ研修会：3回開催、34人受講 ・例年実施している教育セミナーは、コロナ禍により実施できなかったが、各研修に取り組んだ。	オンライン研修受講の環境整備	教育セミナーをオンラインでの実施や専門家による保育施設の巡回訪問の実施。
3. 認定こども園の普及促進	幼稚園及び保育所において、認定こども園への整備を推進し、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。	・園児数の減少や施設の老朽化を踏まえ、保育所の統廃合及び新たな認定こども園の整備について検討を行った。	認定こども園の周知、浸透、保育士の確保	五色地域において新たな認定こども園の整備に向けた取組を進める。
4. 幼稚園及び保育所等と学校の連携	子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、また教育へのスムーズな接続を図るため、幼稚園及び保育所等と学校の交流を進め、接続期における教育内容・方法の共有化や連携、相互理解の促進等を図ります。	・各保育施設において、小学校との接続を見据えた交流を実施し、連携や相互理解の促進を図っている。 ・コロナ禍につき、例年のような行事を通しての交流はしにくかったが、密にならない形で、「あつまれすもとっ子」を実施し、小学校の発表会に幼稚園が参加したり、幼小の交流会を実施したりと、できる範囲での交流に取り組んだ。また就学に向けての打ち合わせを綿密に行っている。	情報連携を取りやすい関係の構築	継続して実施
5. 保育所ネットワークの確立	保育所や認定こども園間の保育・子育て情報の共有化を図り、親への情報提供や適正な保育サービスが受けられるよう、保育ネットワークを確立させます。	定期的な所長会の開催や、年齢担当ごとの会議等において、情報の共有化を図った。	迅速な情報共有体制の整備	継続して実施
6. 認可外保育施設との連携	利用者のニーズに合った多様な保育サービスを提供できるよう、認可外保育施設との連携を図ることで、本市の保育サービスの水準を向上させます。	支援が必要な児童に対する保育の状況について、情報交換を行うなどの連携を図った。	継続的な連携の実施	引き続き機会を捉えて連携を図る。
7. 休日保育事業の検討	保護者の就労、疾病などにより休日において家庭で保育が困難となる場合、子どもを一時的に預かる休日保育事業の実施を検討します。	私立保育施設において、保護者の希望に応じた土曜日終日保育の実施。	公立保育所で実施するため、利用ニーズ調査と実施体制の整備が必要	中川原保育所及び鮎原保育園での土曜日終日保育の実施
8. 保育料の軽減	ひょうご保育料軽減制度の活用など、保育料の軽減を図ります。	幼児教育・保育無償化の対象となっていない、又は、国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置(保育料の半額、無料)を受けていない世帯に対し、ひょうご保育料軽減制度を活用した助成を実施(対象児童55名)。		継続して実施
②放課後の居場所づくり				
1. 新・放課後子ども総合プランの推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。また運営委員会を設置し、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。	福祉部局と教育委員会とが子どもを取り巻く様々な課題や放課後の児童の居場所など今後のあり方について連携を図り、活動の充実に取り組んでいる。	放課後児童クラブ、子ども教室ともに利用を希望する児童が多く、その受入枠の拡充が課題となっている。さらに、活動サポーターの人員確保も難しい状況となっている。	行動計画に従って放課後の環境づくりを計画的に進めていく。
2. 放課後子ども教室 土曜チャレンジ学習	放課後や週末の小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点と設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことができる居場所づくりを推進します。家庭や学校、地域と連携を図り、各地域の実情を鑑み、子どもたちにとってより効果の高い放課後のあり方について検討していきます。	コロナ禍であったが、安全・安心な子どもの活動拠点として感染拡大予防対策を実施しながら、運営を行った。 ・洲本地区子ども教室年間30日程度開催 参加児童延べ約2,600名 ・五色地区子ども教室年間200日程度開催 参加児童延べ約14,500名	未実施小学校区については、小学校長や保護者などの意見を参考にしながら、放課後の在り方について検討する必要がある。	未実施小学校区での事業実施に向けて、協力者や開設場所等の確保に努めていく。
3. 施設整備	子どもが安全にのびのびと過ごせる環境づくりに向けて、施設・設備を充実させます。また、既存の施設を活用し、事業の拡大を図ります。	・老朽化した児童クラブ安平を建替えし、定員を増員した。(30人→40人) ・図書館・公民館等の利用環境を向上させるため、各協議会等で意見交換し、計画的に推進した。 ・五色図書館や鮎原公民館では空調設備を更新し、施設の環境整備に努めた。	市民の憩いの場所である施設の老朽化が進んでいるため、改修計画の作成が必要である。	老朽化、安全性及び利用者への影響等を考慮し、引き続き建物及び付属設備の改修を実施していく。
③体験・交流活動の推進				
1. 子育て学習センター・すこやか子育てセンター	子育てに関する相談・指導、情報提供、親子活動、育児サークルの育成・支援など、総合的な子育て支援を行います。他の関係機関との連携を図り、地域の子育て支援の拠点として事業を実施します。	市内2ヶ所の子育てセンターにおいて、子育て指導員のコーディネートにより様々な事業を実施し、就園前の子を持つ親を対象に、親としての知識の向上、親子関係づくり、参加者間の仲間づくり等を推進した。 プチトマト、年齢別サークル、募集事業、親子ふれあい体験教室、「にこにこひろば」などを実施し、延べ14,000人が参加した。	父親と母親が協力して子どもを育てていくため、父親の育児参加の取組を推進し、共に子育てを行う意識の高揚を図る必要がある。	男性が参加しやすいプログラムを考え、父親の育児参加を促す。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
2. まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通じて仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保したりします。	各保育施設において、定期的に園庭開放・育児相談を実施した。 ・申込件数:32件	地域の中で活動するひろば等の状況把握。	継続して実施
3. 児童センター(児童館)	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実に努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対する支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。	児童に健全な遊びの指導を通じて、健康の増進と情操を豊かにすることを目的とし、各種教室、季節行事などを開催。また、放課後児童クラブ、まちの子育てひろばも実施し、子育て支援活動の充実を図っている。	地域活動に対する支援	継続して実施
4. 自然や文化にふれあう活動の充実	子どもたちが自然のすばらしさや大切さを学んだり、地域の文化を尊重し、継承していくことができたりするよう、自然や文化等にふれあう活動の充実に努めます。	すもとっ子野外活動教室「自然体験集会」を実施し、自然にふれあう活動を実施し、小中学生22名が交流を図った。また、淡路文化史料館では小学生を対象に銅鐸・銅鏡鑄造体験を行い、21名が参加した。	すもとっ子野外活動教室においては、運営スタッフの人員確保が難しい。	子どもたちのニーズの把握に努め、継続的に青少年健全育成活動を推進していく。
5. 県民交流広場事業	小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」づくりと活動の充実を支援します。(平成30年度で県補助がすべて終了、以後は各団体独自で予算を確保し、活動を継続。)	平成30年度で全ての小学校区における活動補助が終了		
6. スポーツ活動	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。	コロナの影響に伴い、市民スポーツ大会やレク・スポーツフェスティバル、各小学校での体験会などのほとんどの事業が未実施となった。	コロナ禍であってもスポーツに親しめる事業の検討が必要である。	継続して保護者のニーズに応じたメニューを提供する。
7. 地域交流・国際交流	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。	海外姉妹都市への市内高校生の派遣、および、海外姉妹都市の学生の市内家庭でのホームステイ受入を模索したが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	コロナ禍における親善交流のあり方の検討が必要	令和3年度もコロナ禍により派遣・受入はできない状況であるが、海外の各姉妹都市とは関係の継続・深化につながる事業を進め、来年度の学生の派遣・受入に向け準備を進める。また、市内学生へは、派遣・受入に参加したいと思えるよう啓発する。
8. 図書館	魅力ある図書館づくりのため、多様化・高度化したニーズに対応した新鮮な書架の提供に努めるとともに、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど活動内容の充実に努めます。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の中止が相次いだ。学校が休校中でも小学校に配本するなどし、子ども達の手元に新鮮な図書が届くよう努めた。また、休館中であっても児童クラブには団体貸出を行うなど配慮した。	市立の小学校・保育所(園)に配本を行っており、現場からの要望に的確に応えながら、児童が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるような環境づくりを進めなければならない。	どんな図書が揃っているかを分かりやすくまとめた魅力ある図書館便りを作成し、さらに読書意欲を高める工夫をしていく。前年度以上に絵本や児童書を充実させるだけでなく、利用しやすくするための環境づくりに努める。
9. 学校支援地域本部事業	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。	コロナ禍で学校活動が縮小される中においても、地域本部の支援を要望する学校が増えており、学校図書室の環境整備や小学校授業補助(家庭科・校外学習)等のボランティア活動に取り組むことが出来た。 ・支援実施校10校 支援回数96回	学校との連絡調整や関係機関との連携を図る必要がある。地域のボランティアの方々が主体的に学校運営に参画する体制を整えていかなければならない。	学校支援だよりを学校に配布し学校支援地域本部事業の内容について理解を深めてもらい、要望の増加に繋げていきたい。また同様に地域や住民の方にも事業内容について理解してもらい、協力の輪を広げていきたい。
④地域団体・グループ活動の促進				
1. 子ども会活動	子ども会連絡協議会と連携し、活動の推進役である地域の子どもの会活動の活性化のため、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。	・地域の子どもの会の活性化を図るため、活動助成事業や備品貸与事業などの取り組みを進めた。 活動助成事業 5団体(うち2団体は事業を実施) 備品貸与事業 0団体 ・また、コロナ禍で行えなかった行事はあるが、学校の垣根を越え異年齢で団体活動行う「すもとっ子クラブ」や長年続く将棋・オセロ大会は感染予防対策を講じて開催した。 年間4回開催 延べ参加者数:約100名	地域の子どもの会の活性化と世代間交流の促進を図り、地域ぐるみで子どもを育てる機運をより一層高めるための支援が必要である。	地域の子どもの会の活性化を図るため、支援事業の周知を徹底する。また、また、市子連本部と各地区単位子ども会の連携の強化に努める。
2. 子どもと地域高齢者の交流事業	子どもたちが高齢者との交流を通じて地域の文化にふれ、地域の人々と豊かな関係を築きながら成長していくことができる環境づくりを推進します。	老人大学などで子ども達との交流を予定していたが、コロナ禍に中止となった。	高齢者のニーズだけでなく、子どもたちのニーズを踏まえたプログラム構成を考える必要がある。	ワクチン接種の状況を見極め、共同して行う保育所と連携を取りながら事業を進めていく。
3. 少年少女スポーツ団体活動	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。	洲本市体育協会により少年少女スポーツクラブ活動費の一部を支援した。		継続して支援する。
4. スポーツクラブ21活動	小学校区単位での地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。	コロナの影響に伴い、市内全スポーツクラブ21会員参加の「スポーツクラブ21交流大会」は中止となった。		継続して開催する。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
5. ボランティア活動等の推進	地域に根ざした活動やボランティア活動などへの支援により、活動の活性化を図り、子どもの参加を促進します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	コロナ禍における活動のあり方の検討、ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	コロナ禍における活動のあり方の検討、ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進
(3) 次代の親の育成				
1. 思春期における子育てふれあい活動	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動(地域に生かす「トライやる・アクション」)において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。	トライやる・ウィークにおいて44名の中学生が市内のこども園、保育園、保育所、幼稚園で活動し、乳幼児との交流を行った。		継続して実施
(4) 食育の推進				
1. 「食」に関する啓発活動の推進	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、保護者が子どもの食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。	健診・相談の度に食材展示を見ながらリズムと内容と量を確認することで保護者が子どもにとって必要なリズムと内容と量がわかり、健康的な生活習慣につながる食行動がとれるように継続支援している。	乳児期においては子どもの成長発達に合った食事の形状でないために、食事の進みにくさがあり、保護者の不安が高い。幼児期においては親や家族の生活習慣の影響で健康的な食習慣がつきにくい人がいる。	保護者が子どもにとって必要な食のリズム・内容・量が分かり、健康的な生活習慣につながる食行動がとれるように継続支援する。
2. 食育活動の推進	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ、関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。	幼稚園では日常の支援や活動の中で、小・中学校において校務分掌に位置づけ、推進している。 ・洲本市いずみ会と連携し、保育所・保育園・こども園・幼稚園児とその保護者、中学生や高校生に対し、媒体を配布し、食事のリズムと内容と量に意識を向ける活動や朝ごはん、減塩の大切さを伝える活動を行っている。 ・園児(保護者):27回1195人、中学生:2回88人、高校生:1回30人	コロナ禍での活動となり、媒体を配布するのみの活動であったため、対象者の反応を掴む必要がある。	対象者の反応を掴み、実態に合わせた内容を考え、健康的な生活習慣につながる食行動がとれるように活動していく。
3. 学校における継続的な食育実践の推進	食生活に配慮し、かつ、地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。	各校において校務分掌に位置づけ、養護教諭、栄養教諭を中心に推進を進めている。		継続して実施
4. 学校給食を活用した食育の推進	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができる機会を提供します。さらに、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。	・手作り献立による栄養バランスのとれた学校給食の提供を実施し、地元食材を使用した「地産地消の日」を月2回実施。 ・給食だよりに、食の大切さや基本的な食に関する情報などを掲載。		継続して実施

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり				
(1) 子どもや母親の健康の確保				
① 母子保健の充実				
1. 妊婦出産包括支援事業(母子健康包括支援センター、産前産後サポート事業、産後ケア事業)	一人ひとりの妊産婦の不安や悩み・孤立に対応し、切れ目のない相談支援の充実を図ることで、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせる環境づくりを促進します。	・相談件数:実242人(妊婦78人、褥婦161人、妊娠前3人)、延379人。 ・産前産後サポート事業:個別8回、集団10回。88人(妊婦67人、産婦8人、乳幼児13人)。 ・産後ケア事業:実2人、延3人。いずれも通所型を利用。	地域の社会資源について知らない妊産婦が多い。一方で、妊娠中から産前産後サポート事業等に参加された方は、産後も継続してまちの子育てひろばを利用されている。	妊娠中から、相談窓口や子育て支援に関する情報の周知がさらに必要である。産前産後サポート事業を五色地域(子育てセンター)でも開催し、妊娠中からの切れ目のない支援につなげていく。
2. 母子保健手帳の交付 妊婦健康相談	妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には助産師又は保健師による個別相談を実施し、早期からのサポート体制づくりを行います。	43回、実206人。うち特定妊婦11人、要フォロー妊婦47人(未入籍、分娩施設未定、メンタル既往等)、ハイリスク妊婦61人(高齢初産、メンタル既往、上の子フォロー、サポート不足等)を把握(重複あり)。電話や訪問に比べ、LINEでのフォローを行っている。	成育歴や家庭環境、メンタル面など、複雑困難な課題を抱えた妊婦や家庭が増加している。	早期からの多職種での連携やサポート体制づくりを継続していく。
3. 乳幼児健康診査	3~4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に行っている健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健康診査の充実を図ります。定期健診で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。	・4か月児健診:11回、実221人(96.9%) ・10か月児健診:8回、実143人(96.6%) ・1.6歳児健診:11回、実252人(97.3%) ・3歳児健診:12回、実285人(96.6%) (新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止月あり)		継続して実施
4. 訪問指導(妊産婦・新生児)	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。	・妊婦:実2人、延2人 ・産婦:実211人、延219人 ・新生児:実206人、延220人。 ・新型コロナウイルス感染拡大予防のため訪問希望がなかった方も、こんにちは赤ちゃん訪問や電話訪問で対応できている。		継続して実施
5. 各種相談事業	妊婦(母子健康手帳交付時)、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。	・妊婦:206人、母子手帳交付時に全例相談。 ・乳幼児すくすく子育て相談:9回、延91人。(新型コロナウイルス感染拡大予防のため3回中止) ・7か月児相談:7回、実117人(92.1%) (新型コロナウイルス感染拡大防止のため5回中止) ・新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、一部乳児期の相談業務を中止している間、離乳食など育児に関する個別相談(電話等)が増えた。		新型コロナウイルス感染症対策のため7か月児相談を当面の間中止する。支援が必要な保護者に対して電話連絡や子育て相談の場で個別に支援していく。子育て相談は、新型コロナウイルス感染拡大予防のためハイリスクケースを主に実施予定。
6. こころの相談	親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。	3回(3人)実施。受診の判断だけでなく、今後へのアドバイスや母が気持ちを整理する場として活用できている。母からの希望や保健師からのすすめにより、適切な時期に相談につながっている。	環境や子どもの様子などの変化でも精神的な負担は大きく変わるので、こころの相談の場だけでなく、相談後の経過をみて、必要な支援へ繋いでいけるようにサポートしていく必要がある。	健診や相談の場の母子(父子)の様子から、相談の必要性がある母子(父子)に対し利用をうながしていく。
7. 発達支援相談	専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。	・52回実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため7回中止)。実人数79人、延人数142人。 ・発達検査や相談を行うことで、子どもの発達特性を保護者が理解することにつながり、必要な支援にもつながっている。		より専門的な相談が受けられるように兵庫県立こども発達支援センターの出張発達健康相談を利用し、年2回、医師による相談の機会を実施予定。
8. 保育所等における発達支援 巡回相談	保護者が子どもの発達に意識を向け、安心して子どもの就学を迎えることができるように、適切な支援を受けられる体制づくりを行います。	・対象児273人、要観察児70人のうち要就学支援児67人(24.6%) ・保護者、園へ相談票を配布し、その結果に基づいて心理士が園での様子を観察している。保護者が、就学に向けて子どもの発達を確認する機会になっている。	普段、保護者が園での子どもの様子を確認する機会がコロナで減少しており、家庭で困り事を感じていない場合に保護者が子どものつまづきや困り事に気づきにくく、必要な支援に繋がりにくい現状がある。	保護者が子どもの様子や特性に気づく機会になるように、園巡回での結果の返却内容の共有や方法を検討していく。(電話、面談、園の同席など)。
9. 遊びの教室(ぼんたランド)	就園までの言語・社会性の発達に遅れのみられる子どもと保護者に対し、親の悩み・不安に共感し、子どもの持つ特徴を理解・受容し、成長を喜び合える支援を行いながら、育児力を育みます。	・7回実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため4回中止)実人数10人、延人数42人。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団保育を中止する等、事業の運営内容を検討し実施した。子どもに合わせた関わりや遊びを通じて、子育てのしこさや育児不安の軽減につながっている。		新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間中止する。再開にあたっては、感染症対策をとりながら効果的に実施できるよう検討する。
10. 予防接種事業	子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。	ロタ(R2.10月~)233人、B型肝炎731人、ヒブ999人、小児肺炎球菌984人、4種混合985人、BCG241人、麻しん風しん1期265人、麻しん風しん2期263人、水痘513人、日本脳炎1期861人、日本脳炎2期466人、ジフテリア・破傷風318人、子宮頸がんワクチン44人(すべて延べ人数)		感染症の発生及びまん延を予防する観点から小児の定期予防接種は重要である。コロナ禍であっても不必要にワクチン接種を差し控えることなく、適切な時期に予防接種を受けることができるよう継続して支援する。
11. 乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進します。	新生児訪問・7か月児相談で事故防止のパンフレット配布。問診項目でも意識が向くように質問項目を設けている。また、支援が必要なケースには、個別で相談・対応する機会をつくっている。		継続して実施
12. 乳幼児医療費の助成	小学校就学前(6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児が健康保険による診療を受けた時の医療費の自己負担分を助成します。所得制限がありますが、0歳児にはありません。	・助成件数 24,973件 ・助成額 53,127,641円	医療費拡大への対応と、安定的に制度を継続するための財源確保	これまでの助成に加え、他公費(自立支援医療(精神通院)を除く)との併用助成を実施

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
(2) 小児医療等の充実				
①小児医療の充実				
1. 洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。	深夜の小児救急電話センターを設置し、毎日22時～翌朝6時は電話によるトリアージを行い、必要時担当医療機関に紹介している。 休日・祝日9時～11時30分、13時～16時30分は応急診療所で小児科医による診察を行っている。	島内の小児科医が少なく、島外からの小児科医に頼っている現状があり、台風などで明石大橋が通行止めになったとき等は医師が勤務できないなどの問題がある。	小児科医の確保
②不妊に対する助成				
1. 特定不妊治療費助成事業	高額な医療費が必要となる特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的な負担に対して支援します。	延32人		継続して実施
2. 不妊に関する相談事業	妊娠を希望する夫婦に対し相談事業を行い、不妊に関する不安や悩み等の軽減に努めます。	不妊や妊娠を希望するにあたっての相談 3件		継続して実施
③不育症に対する支援				
1. 不育症治療費助成事業	2回以上流産や死産を繰り返す「不育症」の治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的な負担に対して支援します。	・0件 ・医療保険が適応されない不育症の検査や治療に要した費用の2分の1を助成している。		継続して実施
(3) 子育てに配慮した地域環境の整備				
①安心して外出できる環境の整備				
1. 公共施設等の整備	公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため、児童用トイレの手洗器の水栓を自動化(非接触化)や空調機の入替などを行った。	既存施設における環境の整備	引き続き施設整備を推進
2. 道路の整備	子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。	通学路交通安全プログラムに基づき7校の小学校を対象に通学路の安全点検を実施。指摘のあった要対策箇所13箇所のうち11箇所について対策を実施。		残りの要対策箇所の対策を実施し、引き続き通学路を含む交通安全点検を実施する。
3. 公共交通網の利便性強化	公共交通機関との協力・連携によって、公共交通網の充実、安全性とサービスの向上を図り、利便性を強化します。	洲本市独自の地域公共交通計画に加え、淡路島共通のマスタープランである淡路島地域公共交通網形成計画を作成し、利便性の強化を図っている。	公共交通網の維持・確保	計画に沿った事業実施
②子どもの遊び場の整備・充実				
1. 公園緑地の整備	緑化や児童遊具の整備・充実や、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。	所管課において年1回以上の遊具の定期点検を実施	市内に分散する小規模な既存広場の管理・活用	地域住民を交え適正な維持管理を行うと共に、公園の長寿化の推進を図る。
2. 自然と親しめる場の確保	緑や親水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。	風致地区条例の申請 4件	風致地区・国立公園などの自然的景観を背景にしたレクリエーション拠点としての活用	風致公園となっている大浜公園などの活用
3. 良好な景観づくり	うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を生かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。	・風情ある住まいづくり支援事業 淡路瓦:17件、敷地内緑化:1件 ・風致地区条例の申請 4件 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請 8件	各種規制・制度の周知	現状の制度を活用しつつ良好な景観の形成を図る。
③子育てに快適な住環境づくり				
1. 市営住宅等の整備	周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、既存ストックの活用等にあたって、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ、高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を維持するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。	・市営住宅(洲本地域)住宅用火災警報器取替工事実施 ・鮎の郷団地等駐車場舗装工事実施	既存ストックの改修時における環境への配慮と、多様なニーズへの対応を検討する。	既存ストックの活用について、配慮する。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
2. 宅地開発の誘導	民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。	・開発事業指導条例の申請 1件 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請 8件	各種規制・制度の周知	法律・条例に基づき、適正な開発の誘導に努める。
3. 住環境の整備	引き続き、快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進め、住環境の整備・充実を図ります。	快適な生活環境の確保に向け、生活基盤の整備を進めた。	住宅密集地等を中心に、優先順位を見極めながら、整備を進めて行く。	住宅密集地等、効果の高い箇所の整備を進める。
4. シックハウス対策	市営住宅をはじめ、団舎や校舎などの子どもを取り巻く建築物について、適正な環境調査を実施するとともに、市民に対してシックハウス症候群 に関する意識啓発を行い、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進します。	安平学童保育施設新築時、室内空気環境測定を実施	制度の周知 指摘	建築物環境衛生管理基準に基づき、調査の実施に努める。
(4)ひとり親家庭等の自立支援の推進				
①ひとり親家庭等への支援の充実				
1. ひとり親家庭への相談事業	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。	主な連携件数 警察 24件、県健康福祉事務所 13件、教育委員会 3件、学校 4件、保健師 19件、社協 7件、裁判所 3件、女性センター 1件、議員 1件、他市 10件、他課 10件、弁護士 1件、施設 4件、他機関 4件	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。
2. ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。	母子父子自立相談員1名を配置し、各種制度の周知、説明を行い、総合的な支援を行った。	より幅広い周知	引き続き総合的な支援に努めます。
3. ひとり親家庭への生活支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭支援サービスの実施を検討します。	令和2年度母子生活支援施設への新規入所 0世帯 前年度からの継続入所 1世帯（入所者に対しては直接施設に赴き面談を実施）		引き続き対応を行います。
4. ひとり親家庭への就業支援	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策、母子父子寡婦福祉資金の貸付等に取り組む、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。	自立支援教育訓練給付金 3件 高等職業訓練促進給付金 6件 母子・父子福祉資金貸付 4件	より幅広い周知	引き続き事業の推進を図ります。
5. 家庭生活支援員の派遣(婦人共励会委託事業)	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て短期支援事業 0件	関係機関との連携を図り、ニーズを的確に把握する必要がある。	引き続き支援につなげていきます。
(5)障害児施策の充実				
①障害のある子どもとその家庭への支援				
1. 障害児保育	障害のある子どもも障害のない子どもとの交流を深めることができるよう、障害のある子どもに適した保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。	保育所等での集団保育を通じ、心身に障害のある児童の健全な育成と社会性の発達を促進するとともに、健常児等の相互理解を深める。	障害児保育に関する知識の取得や受入体制の整備。	障害児保育についての対応の検討
2. 障害児保育・特別支援教育の充実	保育所、幼稚園、認定こども園及び学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図ります。	保育所等において、受け入れる障害のある子どもの障害の程度に応じた保育士の加配を適切に行うとともに、研修を受講することにより知識・スキル等の習得に努めている。	障害児保育に関する知識の取得や受入体制の整備。	障害児保育についての対応の検討
3. 育成医療	身体に障害のある子ども、又は支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。	18歳未満を対象とした育成医療について、令和2年度の給付決定の状況は次のとおり。 ・給付件数 0件		法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、身体障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
4. 養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。	・助成件数 17件 ・助成額 1,984,716円	安定的に制度を継続するための財源の確保	継続して実施

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
5. 福祉手当等の支給	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。	各種手当の対象となりうる方が的確に受給できるよう、障害者手帳の交付時等に市窓口で制度の説明を行っている。 また、市ホームページにおいても、主要福祉施策について掲載し、周知を図っている。 なお、各種手当の受給状況は次のとおり(令和2年度中) ・障害児福祉手当 19人		法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
6. 発達障害児を持つ親の会(マーチの会)	保護者同士の交流・情報交換を通して子どもの特性を理解し見通しをもつことで、子育てに自信が持てるよう支援します。	・5回実施。実人数13人、延人数36人、新規2人 ・小学校から中学校の子をもつ母親の今の困りごとを中心に会を進めており、子どもの成長発達や課題について保護者同士で相談できる機会になっている。		令和2年度と同じ 新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間中止する。
7. 障害児支援の提供体制の整備等	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の専門的な支援の確保に努め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で受けられる体制を整えます。	児童サービス利用者172名(令和3.3月時点)の全てに対して、障害児相談支援のサービスを提供し、円滑な児童相談支援を実施した。	新たにサービスを利用する児童への対応のために、相談支援専門員の養成が求められている。	全てのサービス利用者に障害児相談支援が提供できたことから、今後は、障害児相談支援の質的向上に努めていく。
(6) 経済的支援の充実				
1. 児童手当の支給	中学校修了までの子どもに、児童手当を支給します。	述べ児童数 48,936名 支給額 536,875,000円		継続して実施
2. 教育費の支給	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。	小学校236名、中学校116名に対し援助を行った。年度途中の申請についても随時受付、認定作業を行い家庭状況の急な変化にも対応できるよう配慮している。		継続して実施
3. 出産祝金支給事業	子を出産し養育されている保護者にお祝い金を支給します。	・祝金の額 第1子 3万円、第2子 5万円、第3子 10万円、第4子 20万円、第5子以降 30万円 ・総支給 220件(総支給額 13,840,000円) ・第1子支給 88件(支給額 2,640,000円) ・第2子支給 76件(支給額 3,800,000円) ・第3子支給 41件(支給額 4,100,000円) ・第4子支給 12件(支給額 2,400,000円) ・第5子支給 1件(支給額 300,000円) ・第6子支給 2件(支給額 600,000円)	制度の広報、周知の強化。	継続して実施
(7) 外国につながる子どもへの支援				
1. 子ども多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣し、支援を行います。	市内でサポーターを配置する外国籍の児童・生徒はいなかった。		対象の児童、生徒が在籍する状況になれば、申請し配置する。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり				
(1) 子育て支援ネットワークづくり				
① 地域の子育て支援の活動拠点づくり				
1. 活動施設・拠点の確保	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。	公民館を有効活用し、感染予防対策を講じながら、子育てに関わる活動の充実を図った。	活動の周知を行う。	継続して周知を行う。
② 地域の子育て支援のネットワークづくり				
1. 親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、男性の子育て参画意識の向上にも努めます。	コロナ禍で洲本・五色合同で行う教室は中止したが、センターごとで行う教室は感染予防対策を講じながら、人数制限をかけて実施回数を増やすなどして実施した。78回実施し延べ1,053組2,597人が参加した。	参加人数が減少していく中、行事を行う目的や体験してもらいたい事の見直しを行い、利用者のニーズに沿った内容の活動を考えなければならない。	親子でのふれあい遊びや自然体験を通して、人との関係を広げていく事に繋げていくよう取り組んでいく。
2. 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ることで、より地域に根ざした子育て支援を実施します。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行っている。		民生委員・児童委員の活動の周知を図る。
3. 洲本市すこやか子育て連絡会の連携強化	「洲本市すこやか子育て連絡会」を構成する関係機関・団体同士で積極的な情報交換を行うなど、連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。	年3回子育て連絡会を開催し、実施に係る課題等積極的な情報交換により連携を強化した。	行政関係団体以外の外部機関との連携が図りにくい。	さらに連携を強化を図り子育て支援サービスの充実を図る。
4. 未就園児とその保護者への交流の機会づくり	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、園庭・園舎の開放や親子登園、にこにこひろばなどを通じて、相談や交流機会の提供を行います。	未就園児とその保護者に対して、相談や交流の場、自由に遊べる場の提供を行った。特に平日自由に遊ぶ事が出来る「にこにこひろば」は年間延べ2,439組6,297人の利用があった。	少子化や母親の職場復帰、保育所・幼稚園への早期入園の増加により、参加者が減少傾向にある。	引き続き、未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行う。
③ 相談体制の充実				
1. 保育所相談事業	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所や認定こども園が利用できるように、保育士等による相談を行います。	日常的な保育を通じて保護者に対し積極的なコミュニケーションを図るとともに、園庭開放等の機会を利用した未就園児の保護者の相談を実施。	さらなる周知	継続して実施
2. 悩み相談	子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面談や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて適切な相談ができるよう、関係機関との連携を図ります。	毎月1回1時間程度健康増進課から保健師・助産師の派遣を依頼し、子育て専門相談を行った。また、センターでも軽微な相談は常時受け付けており、合わせて年間延べ2,926人から相談を受けた。	コロナ禍もあり乳幼児を抱える保護者は孤立しがちである。センターで気軽に相談できる環境を整えたい。	引き続き、関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
3. 民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行っている		民生委員・児童委員の活動の周知を図る。
4. 家庭児童相談室	家庭児童相談室において、子どもや子育てに関する様々な相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上を図ります。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。	家庭児童相談員1名、虐待防止相談員1名による相談 89件	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。
5. 教育相談	青少年センター・教育センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。	・教育委員会を相談窓口として設置 ・学校にスクールカウンセラーを配置 ・洲本市教育相談を教育センターにおいて実施	さらなる周知	継続して実施
6. 子育てに関する相談体制の整備	子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	子ども子育て課において、家庭児童相談員、虐待防止相談員、母子・父子自立支援員、婦人相談員、保健師を配置。	より幅広い周知	引き続き情報提供するとともに、「なのはくらぶ」のさらなる周知を図ります。
④ 情報提供の充実				
1. 子育て情報提供体制の整備・強化	関係機関とのネットワーク化を図り、子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、広報だけでなく、子育てハンドブックの発行、インターネット・SNS等各種メディアの活用など、積極的な情報発信と幅広い周知に取り組めます。	広報掲載、子育てハンドブックの配付、Facebook「なのはくらぶ」での情報発信をし、子育て世代に必要な情報を広く提供した。「なのは」の着ぐるみ、お絵かき等を制作し「なのはくらぶ」のPRに努めています。	より幅広い周知	引き続き情報提供するとともに、「なのはくらぶ」のさらなる周知を図ります。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
2. 子育て情報誌の拡充	地域の自主育児サークルと育児支援関係機関が作成した子育て情報誌をさらに充実させるとともに、より身近で効果的な場所への設置・配布を図ります。	子育て情報誌を市HPに掲載		引き続き子育て世代の目にとまりやすい場所等に設置していく。
(2)家庭や地域の教育力の向上				
①家庭の教育力の向上				
1. 家庭教育力の育成	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。	・各小中学校において手引き等を配布 ・PTAと連携した講演会等の実施		継続して実施
②子育て支援の人材づくり				
1. 育児ボランティア、地域活動ボランティア及びリーダーの育成	育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。特に子育てを終えた人、高齢者などの知識や経験を積極的に活用します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進
2. 子育てサポーターの育成	子育てサポーターを育成し、子育てサポーターを中心としたネットワークの構築をめざし、地域での子育て支援の推進を図ります。	子育てネットワークを介して、子育てサポーターの周知を行ったが、具体的な育成研修までは開催できていない。	子育てサポーターを育成するため、研修会等の開催を行う必要がある。	子育てサポーターの育成に取り組めます。
③社会全体の子育て意識の醸成				
1. 子ども・子育て支援事業計画の周知	市民に対して「子ども・子育て支援事業計画」を周知させることで、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	市HPにおいて、子ども・子育て会議の内容を公表するとともに、子ども・子育て支援事業計画の「概要版」を作成し、公共機関等に設置。	より幅広い周知	幅広い周知に努める。
④学校教育の充実と相談体制の整備				
1. 自然学校	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中での集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、主体性と協働性を培うことをめざし学習内容の充実を図ります。	・市内小学5年生が「自然学校」を実施 ・コロナ禍のため、1日のみの実施となったが、各校で例年になく取り組みも行い、非日常的な体験を通して、連帯感、責任感を学ぶ事業となった。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、触れ合う活動が行えなかった。	令和3年度は1泊2日+3日間の体験活動を行う。
2. トライやる・ウィーク	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。	・全中学校で実施 ・コロナ禍のため、3日間の実施となったが、生徒は働くことの意義や達成感を味わう事業となった。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、事業所の変更等、例年以上に調整等に時間がかかった。	令和3年度は5日間実施する。
3. トライやる・アクション	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。	・中学校で特色ある取組を実施	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため実施できなかった学校もあった。	全中学校で実施する。
4. 道徳教育の充実	ボランティア活動や福祉体験活動、兵庫型「体験活動」等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の自尊感情を育み、他者への思いやりや一人ひとりの道徳性を育てます。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。 ・兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性を生かした、兵庫県版副読本「こころはばたく」「心きらめく」「心ときめく」「心かがやく」を使用した。		継続して実施
5. 人権教育の充実	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取組を推進します。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、特別の教科道徳を要し、日常生活を通して指導を行う。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用		継続して実施
6. 教育環境の整備	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。	・全児童・生徒にタブレット端末を配布。校内の無線環境整備。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、各校において、検温計や消毒用品、空調機器等の購入。		・必要機器の整備 ・新型コロナウイルス感染症対策は事業を活用して継続
7. 開かれた学校づくりの推進	オープンスクールを実施し、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。さらに学校評価や学校評議員制度により、学校に対する意見等を聴きながら、開かれた学校づくりを推進します。	全小・中学校で実施		継続して実施

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
8. 特色ある学校づくりの推進	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習等を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。	・環境体験事業やふるさと学習等を通して地域人材、地域資源を生かした学習活動を行った。また、特別活動・キャリア教育の実践の中で各校が特色ある取組を推進している。	時間の確保	継続して実施
9. 子どもの相談体制の充実	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。	・スクールカウンセラーによる相談体制整備		継続して実施
10. 特別支援教育	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。	・インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修 ・通常の学級に在籍する子どもたちを含む特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を目指したきめ細かく適切な教育的支援を行った。	支援の必要な児童・生徒の率が年々増えており、担任1人では十分な支援ができない状況が深刻化している。	継続して実施
11. 適応指導教室	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。	・適応教室の設置(洲本地区・五色地区の2ヶ所) ・カウンセラーの配置	入級児童生徒が増加する中での、適応教室、学校、家庭の連携強化	継続して実施
12. 教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組み、個性を尊重した指導や様々な課題に対応できる力の向上につながる体制づくりを図ります。	・校内研修の実施 ・市教委によるGIGAスクール構想に係る学校訪問研修 ・教育センターにおいてGIGAスクール構想に係るiPad研修を実施。延べ400人余りが参加。		・昨年度中止となった夏季研修の再開 ・GIGAスクール構想に係る研修の継続
13. 安全な教育環境づくり	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。	・校内研修の実施		継続して実施
⑤ 思春期保健対策の充実				
1. 喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。	各小・中学校において実施		継続して実施
2. 心の問題に対する支援	学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、小・中学校において「子どものこころの教育プログラム」を試行実施します。さらに、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関との連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。	・スクールカウンセラーの配置		継続して実施
(3) 児童虐待防止対策の充実				
① 子どもの人権を尊重する社会づくり				
1. 人権教育の推進	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、特別の教科道徳を要に、日常生活を通して指導を行う。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用		継続して実施
2. 児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもを人格をもった一人の人間として捉え、子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」で守られる生きる権利等と、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い普及と啓発に向けた取組を推進します。	「人権課題について、人権教育研究協議会について」をテーマに、子どもの人権も含めたあらゆる人権が尊重されるよう、市民人権講座を開催して啓発しています。また、市内学校児童生徒へ人権作文・標語を募集し、地元のケーブルテレビを通じて市民の方へ作文の朗読を放映しています。	学校、PTA、家庭等へ子どもの権利がより尊重されるための効果的な普及活動に努めることが必要であるとともに、市民の方へも継続して普及に努めることが必要です。	洲本市人権教育研究協議会、学校、保育園、社会福祉団体等と連携して児童の人権が尊重されるよう、工夫しながら推進する。
② 児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実				
1. 児童虐待防止の啓発	親が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。	関係機関と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュ等の啓発物品による広報・啓発を実施した。	より幅広い周知	引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組みます。
2. 児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。	関係機関における事業等を通じ、早期発見に努めた。	一層の関係機関との連携が重要	引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組みます。
3. 児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。	主な連携件数(家庭児童相談室関係) こども家庭センター 27件、福祉事務所 7件、保育所等 12件、認定こども園 3件、医療機関 1件、警察等 29件、学校等 9件、近隣・知人 1件	ますます複雑化する児童虐待に対応するため、更なるネットワークづくりの推進が必要	更なるネットワークづくりの推進を図ります。

第2期 洲本市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度各事業の実施状況

資料①-2

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
4. 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催)	代表者会議 7月3日 実務者会議 5月29日(書面)、8月26日、12月22日、3月3日 ケース会議 17回	代表者会議の開催時期の検討	代表者会議年1回 実務者会議年4回 ケース会議 必要に応じて開催します。
5. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。	研修会等参加 年8回		引き続き、子ども家庭センターや関係機関と連携し、児童虐待の防止と要支援児童等を支援します。
6. 要保護児童の養育支援	様々な理由により保護が必要であったり、養育が困難であったりする子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設等への入所や里親委託などによる健全な養育を支援します。	必要に応じて要保護児童対策協議会ケース会議を開催し、早期発見、早期対応に努めた。一時保護されていた児童の家庭復帰後の支援について関係機関で協議、方向性の役割分担を行った。	家庭や地域との連携	継続して実施
(4) 子どもの安全・安心の確保				
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進				
1. 交通環境の整備	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。	・通学路安全推進協議会委員による危険箇所対応。通学路安全点検の実施。 ・各校で交通安全教室の実施 ・職員、地域の人と登下校指導や見守り。	運転マナーに係る危険性を訴える声がアンケートで多く上がっている。警察との連携がさらに必要。	継続して実施
2. 交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。	・幼 児…15か所、実施回数93回、延べ参加人数4,768人 ・小学生…6校、実施回数9回、延べ参加人数412人 ・中学生…2校、実施回数2回、延べ参加人数73人	保護者等も含めた家庭、地域などへの知識の普及が必要。	現行計画の取り組みの継続。
3. 交通安全意識の高揚	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。	交通安全協会、警察などの関係団体や、町内会、学校などの地域団体と連携協力し、市民の交通安全意識の高揚に努めている。具体には四季の交通安全(事故防止)運動、広報紙やCATV等を活用した広報活動、横断幕やのぼり旗等の設置など。	家庭、地域などへの安全交通意識に対する不断の醸成が必要。	現行計画の取り組みの継続。
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進				
1. 地域環境の整備	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。	・洲本市子育てネットワーク推進協議会の取組 横断幕、懸垂幕の掲揚、市内行事等においてポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発、子育て情報冊子の提供	より幅広い周知	継続して実施
2. 防犯活動の推進	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「子どもを守る110番の家・店」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。	・学校、地域、関係機関が連携した取組を実施 ・登下校見守り、街頭補導等		継続して実施
3. 被害にあった子どもの保護	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。	・関係機関との連携体制の構築 ・スクールカウンセラーの配置		継続して実施
③ 子どもを災害から守るための活動の推進				
1. 防災教育の推進	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。	各施設において、様々な状況を想定した避難訓練を実施。	地域との連携	継続して実施
2. 地域における防災活動の促進	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織の普及・啓発と組織の強化を図ります。	・令和2年11月15日、本庁舎において洲本市総合防災訓練を実施。 ・市内各地域で防災学習会を実施。(11回実施、365人が参加) ・学校での防災教育支援として「学ぼう防災教育」事業を実施。(18の小中学校で実施、3,810人が参加(地域住民も含む)) ・市内4つの小中学校において、マイ避難カード作成事業を実施。(208人が参加)	多くの子供に防災意識を高めてもらい、それを家庭内に波及させ、以て地域の防災力を向上させる。そのアプローチをどのようにするか課題。	学校外においては、引き続き地域での自主防災組織の活動を支援し、学校内においては、防災教育を後方支援することにより防災意識の発芽、高揚を促す。また、それ以外にも、どのようにアプローチしていけば有効であるか検討する。
④ 子どもを取り巻く有害環境対策				
1. 健全な環境づくりの促進	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、レンタルビデオ店、インターネットカフェ、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。	・教護委員会により、児童生徒の健全育成について、関係機関と協議を行っている。 ・教護委員会委員による定例補導を実施。 ・各校における生徒指導の充実		継続して実施

計画内容		令和2年度		令和3年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	取組内容等	実施状況	課題	方向性
基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり				
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し				
① 男性の家事・育児参加の促進				
1. 男女共同参画意識の普及	国が推進する働き方改革の効果によって空いた時間に、男性も家庭生活において協力して担うことで固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、セミナーや講演会以外にも様々な啓発を通じてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	内閣府の基本計画の中で推進しているワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男性への育児、家事、介護等への参画を推進するために、男女共同参画幹事会と推進委員会の開催、セミナーや相談会、また、YouTube配信によるオンライン研修を実施して、子育てと仕事を両立できる環境づくりを目指して啓発しています。	固定的な性別役割分担を見直すためには、家庭内における男女共同の参画と職業と家庭の両立を図るための意識改革が必要である。	第3次洲本市男女共同参画プランに基づき、男女共同参画幹事会、推進委員会、セミナー、研修等を通じて、普及啓発に努める。
② 職場環境の整備				
1. 育児休業制度等諸制度の普及・啓発	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	啓発の継続、意識の成熟	国等において、男性の育休取得の環境整備が進められているが、現実として、個々に意識し行動を起こすところまで到達できていないので、今後も啓発を継続し、意識付けを促していく。
2. 労働条件の改善の啓発	子育てで家庭が就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム制、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	意識の成熟	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発が必要であり、広報・HP等を活用して広く周知する。
3. 職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	制度PRチラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	意識の成熟	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発が必要であり、広報・HP等を活用して広く周知する。
③ 就業や再就職支援の充実				
1. 就業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。	HPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	継続性	継続して普及啓発に努めるとともに関係機関との連携をより強める。
2. 女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。	HPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	普及方法の検討	必要な人に必要な情報が届くように、より周知啓発に努める。